新採用学校事務職員等研修会 (2回目)資料

年末調整

令和2年9月25日

中南教育事務所

A	次
	《

• 年末調整とは

[P 1]

• 年末調整のしくみ

[P 2 ~ P 6]

• 令和2年分年末調整に係る各申告書記載例

【別紙】

※参考資料 「令和2年分年末調整のしかた」

国税庁IPよりダウンロード可能

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2020/01.htm

「年末調整」とは

給与の支払者は、給与を支払う際に、所得税の源泉徴収を行っています。 しかし、その年1年間に給与から源泉徴収をした所得税の合計額は、必ずしも その人が1年間に納めるべき所得税額とは一致しません。

このため、1年間に源泉徴収をした所得税の合計額と1年間に納めるべき所得税額を一致させる必要があります。この手続きを「年末調整」と呼んでいます。

・毎月天引きされている 1 月 \sim 12月まで「所得税」 の合計金額 (A)		・年末調整により計算した 「年税額」 (B)
1月所得税 2月所得税 3月所得税 4月所得税 5月所得税 6月所得税 7月所得税 8月所得税 9月所得税 10月所得税 11月所得税	差額	年税額

(A) < (B) → 追納	令和2年12月給与で控除
(A) > (B)	令和3年1月に還付金とし
→ 還付	て払い戻し

~年末調整のイメージ図~

年末調整のしくみ

1 所得税の源泉徴収と年末調整

(1)源泉徴収について

「源泉徴収」とは、所得税法の規定により、給与の支払者が給与等の支払いの際に所得税を徴収して国に納付する制度をいいます。

また、所得税を源泉徴収して国に納める義務のある人を源泉徴収義務者といいます。

(2) 給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書の提出について

給与の支払いを受ける人は、毎年最初の給与支払日の前日までに、扶養控除、障害者控除などの控除を受けるため、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(以下「扶養控除等申告書」といいます。)を給与の支払者に提出しなければなりません。

(3) 源泉徴収額と年税額の不一致について

1年間に給与から源泉徴収した所得税額と年税額が一致しない理由としては、

- ① 年の中途で給与の額に変動があること。
- ② 年の中途で控除対象扶養親族の数などに異動があること。
- ③ 配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除等は、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末に、その年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに源泉徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付する手続きが必要となります。

この精算の手続きが「年末調整」です。

2 所得控除の種類

(1) 配偶者控除額

公上記得老の会社記得る短	配偶者	控除の額
給与所得者の合計所得金額	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 ※1
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	3 2 万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

^{※ 1} 控除対象配偶者のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の人

(2) 扶養控除額

区 分	控除額
一般の控除対象扶養親族 ※1	38万円
特定扶養親族 ※2	63万円
老人扶養親族 ※3	48万円
同居老親等 ※4	58万円

- ※ 1 扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人
- ※ 2 控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人
- ※3 控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の人
- ※ 4 病気治療の入院で別居している場合、その期間が1年以上と長期間であっても、同居しているものとしてよい。ただし、老人ホーム等へ入所している場合には、その老人ホームが居所となり、同居しているとはみなさない。

配偶者控除や扶養控除の対象となるのは、所得者本人と生計を一にする配偶者や年齢16歳以上の扶養親族のうち、**合計所得金額が48万円以下の人**です。

所得が給与のみの人は、その年中の給与の収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額は48万円以下となります。

また、上記の合計所得金額には遺族年金や育児休業手当金などの非課税所得、源泉分離課税が適用される利子などは含まれません。

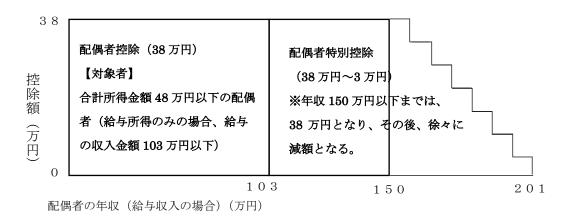
(3) 障害者等控除額

控除	の種類	控除額			
障害者控除	一般の障害者	27万円			
(本人・控除対象配偶者・	特別障害者	40万円			
扶養親族)	同居特別障害者 75万円				
寡婦控除	寡婦	27万円			
(本人のみ)	特別の寡婦	控除なし			
寡夫控除 (本人のみ)		控除なし			
ひとり親控除(本人のみ)		3 5 万円			
勤労学生控除(本人のみ)		27万円			

- ① 「障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(障害等級が1級の人は特別障害者)、身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人(障害等級が1級又は2級の人は特別障害者)等です。
- ② 「同居特別障害者」とは、控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、所得者の配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況とする人をいいます。
- ③ 「寡婦」とは、所得者本人が次の要件全てに該当する人をいいます。
 - (ア) 扶養親族又は生計を一にする子がある人
 - (イ) 合計所得金額が500万円以下であること
 - (ウ) 夫と死別(離婚) した後、婚姻していないこと、又は夫の生死が明らかでない人
 - (エ) 事実上婚姻関係と同情の事情にあると認められる人がいないこと
- ④ 「ひとり親」とは、所得者本人が次の要件の全てに該当する人をいいます。
 - (ア) 生計を一にする子があること
 - (イ) 合計所得金額が500万円以下であること
 - (ウ) 現に婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない人
 - (エ) 事実上婚姻関係と同情の事情にあると認められる人がいないこと
- ⑤ 「特別の寡婦」と「寡夫」は**令和2年分の年末調整から廃止されます。**

(4)配偶者特別控除額

給与の支払いを受ける人(所得者本人)の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下(所得が給与所得のみである場合には、給与の収入金額が103万円超2,015,999円以下)の場合には、その金額に応じて最高38万円が控除されます。



		新	合与所得者の合計所得金	
		900万円以下	9 5 0 万円以下	1,000万円以下
	48万円超95万円以下	38万円	26万円	13万円
# 6 ⊒	100万円以下	36万円	24万円	12万円
配偶者の合計所得金額	105万円以下	31万円	21万円	11万円
有の	110万円以下	26万円	18万円	9 万円
合計	115万円以下	21万円	14万円	7万円
所得	120万円以下	16万円	11万円	6 万円
金	125万円以下	11万円	8万円	4万円
徦	130万円以下	6 万円	4万円	2万円
	133万円以下	3万円	2万円	1 万円

(5) 各種保険料控除

控除の種類		控除	額			
生命保険料控除	保険等の種類	旧契約	新契約	両方ある場合		
	一般の生命保険料	最高5万円	最高5万円			
	個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高5万円		
	介護医療保険料	_	最高4万円	_		
	合計限度適用額		最高12万円	円		
地震保険料控除	地震保険料のみ		最高5万円			
	旧長期損害保険料のみ		最高1万5千	·円		
	両方ある場合	最高5万円				
社会保険料控除	支払った保険料の全額					
小規模企業共済等		支払った保険料	 斗の全額			
掛金控除	-		1 1/2 17.11%			

(6) 基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	3 2 万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

(7) 所得金額調整控除

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、特別障害者に該当する人又は年齢23歳未満の扶養親族を有する人若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人の所得金額を計算する場合には、給与の収入金額(その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

3 (特定增改築等)住宅借入金等特別控除(税額控除)

昨年までに住宅借入金等特別控除の適用を受ける確定申告書を提出している場合で、一定の住宅借入金等を有するときは、所得税額から一定の金額が控除されます。なお、控除対象者には、税務署から専用の用紙が配布されています。

令和2年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例 2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の 一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。 支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提 出している場合に○を付けます。 給与の支払者の所在地 令和2年分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書 等の所轄税務署長とあ なたの住所地等の市区 税務署長等 サトウ カズオ あなたの生年月日 関・大 昭 44 年 10 身 給与の支払者 町村長を記載します。 扶 株式会社 〇〇〇〇 従たる絵与につ の名称(氏名) あなたの氏名 佐藤 和夫 世帯主の氏名 佐藤 和夫 いての扶養控除 麹町 等由告書の提出 ※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載 あなたの個人番号を 給与の支払者 /提出している場合 には、○印を付け の支払者会 | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 | 5 | 5 | 6 | 6 | ^{あなたとの統柄} 税務署長 本人 1 1 2 2 3 3 4 4 5 記載します。 の法人(個人)番号 ください。 板橋 年末調整の際に、送金額等を記載した扶養と偶者 この申告書を受理した 有·無 東京都千代田区霞が関3 国内に住所を有せず、かつ、 の所在地(住所) V 控除等申告書を別途作成するか、提出した)有無 給与の支払者が、給与の この申告書に送金額等を追記します(送金 各欄 現在まで引き続いて1年以上 【源泉控除対象配偶者】 支払者の個人番号又は なたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あ 国内に居所を有しない親族 関係書類等の添付等が必要です。)。 所得の見積額が95万円を超える人は、源泉控除対象配 法人番号を付記します。 個 人 番 ○ 人 大 長 親 B
(昭26.1.1以前生 偶者には該当しません。 所得の見積 (フリガナ) 区分等 住 所 又 は 居 所 【控除対象扶養親族】 氏 名 特定扶養親族 (平10.1.2生~平14.1.1生) あなたとの続柄 生 年 月 日 所得の見積額が48万円を超える人は、控除対象扶養親 【源泉控除対象配偶者】 サトウ ヨウコ 族に該当しません。 源泉控除 控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳 0,00 2 3 3 4 4 あなた(令和2年中の所 A 対象配偶者 東京都板橋区大山東町35-1 未満 (平成10年1月2日~平成14年1月1 佐藤 洋子 得の見積額が900万円 /(注1) ①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と 日生)の場合にチェックを付けます。 以下の人に限ります。)と 所得金額の関係(具体例)は次の表のとおりです。 サトウ マモル 〇円 生計を一にする配偶者 □ その他 給与等の収入金額 所得金額 1234 Kokuzei Street, · · · USA (青色事業専従者として 源泉控除対象配偶者及び 所得金額調整控除の 適用を受ける場合 11,100,000 円 子 11 · 2 · 4 一 特定扶養親族 0 昭中 給与の支払を受ける人 控除対象扶養親族の個人 9,000,000円 などを除きます。)で令和 所得金額調整控除の 適用を受けない場合 10,950,000 円 番号を記載します。 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 0 その他 2年中の所得の見積額 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親 控除对象 1,500,000円 950.000円 が95万円以下の人が源 佐藤 茂 16 · 3 · 30 □ 特定扶養親族 族が非居住者である場合に○を付けます B扶養親族 1.030.000円 480.000円 泉控除対象配偶者に該 (親族関係書類の添付等が必要です。)。 (16歳以上) サトウ タカオ 口 同居老親等 当します。 4 | 4 | 5 | 5 | 6 | 6 | 7 | 7 | 8 | 8 | 9 | 9 300.0 (平17.1.1以前生) ②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的 □ その他 佐藤 降雄 年金等の収入金額と所得金額の関係 (具体例) は次の 17 · 5 · 8 □ 特定扶養親 控除対象扶養親族が、年齢70歳以上(昭和26年1月1日以前 「A」欄には、源泉控除対 表のとおりです。 同居老親等 象配偶者の氏名などを 生)の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。 公的年金等の収入金額 所得金額 控除対象扶養親族は、年齢16歳 □ その他 (1)その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常 記載します。 以上(平成17年1月1日以前生) 1,633,334円 950,000円 況としている人であるとき ⇒ 「同居老親等」 ※あなたに源泉控除対 □ 特定扶養親族 の扶養親族を記載します。 1,080,000円 480,000円 ②その人が①以外の人であるとき ⇒ 「その他」 象配偶者に該当する人 左記の内容(口障害者 | 区分 該当者 本 人 同一生計 扶養親族 2.050.000円 950,000円 がいない場合には、「Al □寡 1,580,000円 480,000円 欄に記載する必要はあ 般の障害者 | ノ (1人 □ 特別の寡婦 佐藤隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付 障害者、寡 りません。 ○ 婦、寡夫又は 左記の障害者等に該当する(人がいる)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。 お読 特別隨寒者 夫 勤労学生 みの く 1 扶け 4を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 同居特別隨害者 労学生 生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の 養親た 【同一生計配偶者】 あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除 年齢16歳未満(平成17年1月 あなたが寡婦、特別の寡婦、 控除を受ける他の所得者 異動月日及び事由 きます。)で、令和2年中の所得の見積額が48万円以下の人が同一生計配偶者に該当しま 2日以後生)の扶養親族も 寡夫、勤労学生に該当する 名 あなたとの続柄 住所又は居所 該出出 す。同一生計配偶者で障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。 対象となります 場合にチェックを付けます。 提出 明・大・昭 がの)住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。) いです 異動月日及び事由 161 人 番 生年月日 住所又は居所 V 16歳未満の 子 5 | 5 | 6 | 6 | 7 | 7 | 8 | 8 | 9 | 9 | 0 | 0 18 . 10 . 15 東京都板橋区大山東町35-1 0 1 扶養親族 (平17.1.2以後生) 年齢16歳未満(平成17年1月2日 国内に住居を有しない扶養親族に h 以後生)の扶養親族を記載します。 該当する場合に○を付けます。 該当する場合には左記に 児童扶養手当 チェックを付けてください。 証書の番号 生計を一にする 児 童 の 氏 名 単身児童扶養者 令和2年中の所得の見精期 及び事由 「単身児童扶養者」欄の記載例については、「令和元年分 年末調整のしかた」の76ページをご確認ください。

令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書の記載例

令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書



氏名、住所などの記入

	株式会社 〇〇〇〇	(- V - W - 1)	ワタナベ タダシ	
名称(氏名) 麹町 2 給与の支払者の 法人番号	11-121 - 0000	あなたの氏名	渡辺正	
会会 を		あなたの住所 又 は 居 所	東京都港区芝5-8-1	

▶● 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶ 2 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記 1 ます

(注) 給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載 (印字) して、給与所得 者に配付しても差し支えありません。

生命保険料控除額の記入



▶● 生命保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書や契約証 明書等に記載されている適用制度の新旧区分と記載します。)。

なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族(個人年 金保険料については親族を除きます。) であることが必要です。 ※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で

・契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の 添付等が必要です。

▶2 一般の生命保険料

(保険料控除証明書からの記載例) (イメージ) 保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和2年分 生命保険料控除証明書

契約番号	号(証券記載番	-무)	保険払込期間	15	除種類	適用制度	
○○○○△△△△		10年		養老	新生命保険料控除制度		
払込方法	ŧ.	契約日		保	険期間	年金支払開	始日
	月払	〇年	〇月〇日	П	10年	令和 18	年7月1日
保険金号	を取人名				保険受取人	生年月日	
		渡辺	弘美			O年C	月〇日
ėn.	一般の生命	呆険料(A)	配当金(相	当額	(B)	一般証明額	(A-B)
一般		25,000 F	9		0円		25,000 P
介護	介護医療保	険料 (C)	配当金(相	当割	(D)	介護医療証明	額(C-D)
年金	個人年金保	(E)	配当金(相	当額	(F)	個人年金証明	額(E-F)

(記載例の控除額の計算)

①欄: 25,000円×1/2+10,000円=22,500円(計算式I)

②欄:80,000円×1/4+25,000円=45,000円(計算式II)

③欄: 22,500円+45,000円=67,500円→最高40,000円

①欄:控除額は、②と③のいずれか大きい金額→45,000円

▶ 3 介護保険料

(記載例の控除額の計算)

@欄:80,000 円×1/4+20,000円=40,000円(計算式I)

▶ 個人年金保険料

(記載例の控除額の計算)

④欄:90,000円→最高40,000円(計算式I)

⑤欄:30,000円×1/2+12,500円=27,500円(計算式Ⅱ) ⑥欄:40,000円+27,500円=67,500円→最高40,000円

○欄:控除額は、⑤と⑥のいずれか大きい金額→40,000円

▶ 5 生命保険料控除額

(記載例の控除額の計算)

②45,000円+**◎**40,000円+**⊘**40,000円=125,000円

→最高120,000円

地震保険料控除額等の記入・ 3

	保険会社等 の 名 称	保険等の 種類(目的)	期間保証		った家 あなた 収財をと の	地震保険料 又は旧長期 損害保険料 区 分	保険料等のう に係る金額(余金等の値	が配を受けた制 位長の金額)	給 与 支払者 確
地震	××火災	地震 (建物)	5年	渡辺	正本人	他 震 旧長期	42,0	円 00	
保険	▲▲火災	積立傷害	20年	渡辺	正本人	地震	14,8	00	
料料	Aのうち地震保防	対の金額の合	計額				B	42,00	00
控除	③のうち旧長期指	害保険料の金	額の合計	額			©	14,80	00
		の 42,	高50,000F	н]+(і	②の金額(0,000円を起 ○×1/2+5	超える場合: 5,000 円) =	* — (#	12,40 (高50,000 (), 000	円)
社会保険料	社会保険の種類	保険料3の名	交払先 称	保険料を生	負担すること 名	になってい。 あなたとのi	05.3	たが本生た保険料	
# 控 除		合	計 (控	除額)					
小規			種	類				たが本なた掛金	
換企	独立行政法	人中小企業	基盤整	備機構の)共济契約	的の掛金			1
集	確定拠出年						_		
等	確定拠出年						_		
掛	心身障害	者扶養共	済制度	に関す	る契約	の掛金			
金拉		合		除額)			- 1		

▶● 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約 証書などを参考に記載します(「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」 欄には、地震保険料控除証明津等に記載されている適用制度の区分に○ を付けます。)。

保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あな た又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。 ※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付

等が必要です。

(保険料控除証明書からの記載例)

(イメージ) 地震保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和2年分 地震保険料控除証明書

保険契約者氏名	渡辺 正
証券番号	0000xxx
保険の種類	地震保険
保険の対象	建物
又は被保険者	
保険期間	令和2年1月1日から
	令和 6 年 12 月 31 日まで 5 年間
払込方法	一時払
1 回分保険料	_42,000 円
控除対象保険料	42,000 円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第 77 条第 1 項に規定
	する地震保険料に該当するものです。

(記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算)

地震保険料の控除額

地震体例件の全体網 42,000円 (③の金額、最高50,000円) +12,400円 (⑥の金額が10,000円を超える 場合は(②×1/2+5,000円)、最高15,000円)

=54,400円→最高50,000円

▶ 2 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。 給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。 ※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記

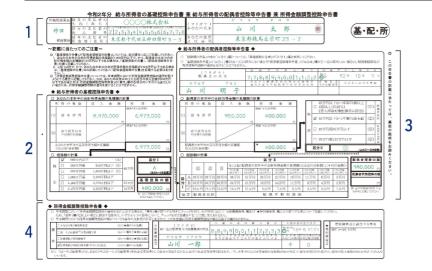
載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、そ の証明書類の添付等が必要です。

▶3 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo (個人型確定拠出年金) の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しま

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付 等が必要です。

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書・給与所得者の配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書の記載例



1 氏名、住所などの記入

● 所轄脱務署長 給 与 の 支 払 者 の	* * * D
神田 2 指 休 (R 名) 中国 (アンリカチー	山川 太郎 ⑩
総写の支払者の 原在 地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3 あなたの住所	東京都練馬区栄町23-7

▶● 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

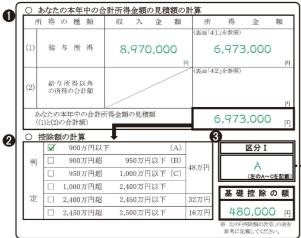
▶ 2 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。

(注) 給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載(印字)して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

2 給与所得者の基礎控除申告書の記入・

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆



▶ むなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして 見積もった令和2年中の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けて いる場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収 入金額を基に右の「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。

また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、この年末調整のしかたの94・95ページ又は国税庁ホームページの「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。



左記のページは こちらから

●給与所得の計算欄

● NO 3771日 マプロ1 34-100			
給与の収入金額	_円 A		
給与の収入金額 (A)	給与所得の金額		
1 円以上 550,999 円以下	0 円		
551,000 円以上 1,618,999 円以下	A-550,000円 円		
1,619,000 円以上 1,619,999 円以下	1,069,000 _円		
1,620,000 円以上 1,621,999 円以下	1,070,000 _円		
1,622,000 円以上 1,623,999 円以下	1,072,000 _円		
1,624,000 円以上 1,627,999 円以下	1,074,000 _F		
1,628,000 円以上 1,799,999 円以下	A ÷ 4 (千円未満の姚数切捨て) ,000 円 B×2.4 + 100,000 円		
1,800,000 円以上 3,599,999 円以下	A ÷ 4 (千円未満の娯数切拾て) ,000 円 B B×2.8 - 80 000 円		
3,600,000 円以上 6,599,999 円以下	A ÷ 4 (千円未満の姚数切捨て) ,000 円 B×3.2 - 440,000 円		
6,600,000 円以上 8,499,999 円以下	A×0.9-1,100,000円		
8,500,000 円以上	A — 1,950,000 円 円		

▶ ② 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶**3** 区分 I

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人は、「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号(A~C)を記載します。 (注) この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

3 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入



※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

▶● 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等(異動)申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶2 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計 所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶3 判定及び区分 Ⅱ

「配偶者の本年中の合計所得金額の児稅額の計算」の表で計算した合計 額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、 判定結果に対応する記号(①~④)を「区分 Π 」欄に記載します。

▶ 4 控除額の計算

「控除額の計算」の表に区分Iの判定結果(A~C)と区分Ⅱの判定結果(①~④)を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

▶ 6 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

区分Ⅱが①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、区分Ⅱが③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

4 所得金額調整控除申告書の記入



(第2 「同 生計配偶者」とは、かなたと生計を にする配偶者 (青色事業等業者として給与の支払を受ける人及び自色事業等業者を給きす。)で、本年中の合計所得金額の見制額が48万円以下(給与素得だけの場合は、給与の収入金額が193万円以下の場合は、所得金額調整 特殊の適用を受けることはできません。

▶● 要件

該当する要件にチェックを付けます。

なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェック を付けます。

※ 「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。

詳しくは、この年末調整のしかたの17・18ページ又は国税庁ホームページのタックスアンサー 「No. 1160障害者控除」をご確認ください。



左記のページに こちらから

- ※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業 専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。) で、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
- ※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(配偶者、青色事業 専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。) で、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。 なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人 福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと 生計を一にし、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人 も扶養親族に含まれます。

▶2 ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。なお、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶3 ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの特別障害者に該当する事実を記載します。

※特別障害者に該当する人が「扶養控除等(異動)申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」と記載して差し支えありません。